

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年7月24日（平成29年（行情）諮問第311号及び同第312号）

答申日：平成29年11月6日（平成29年度（行情）答申第293号及び同第294号）

事件名：「教員（全国）のわいせつ事案の報告書 H28年度」の不開示決定（不存在）に関する件

「特定都道府県から入手した教員のわいせつ事案の報告書 2017年度」の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

下記の文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

文書1 教員（全国）のわいせつ事案の報告書 H28年度

文書2 特定都道府県から入手した教員のわいせつ事案の報告書 2017年度

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年5月16日付け29受文科初第527号及び同第526号による各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、いずれもおおむね以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取り消しを求める。

開示請求に係る行政文書を管理している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 不服申立てに係る行政文書等について

本件に係る各開示請求は、「教員（全国）のわいせつ事案の報告書 H28年度」（文書1）というもの及び「特定都道府県から入手した教員のわいせつ事案の報告書 2017年度」（文書2）というものであるが、いずれも保有していないため不開示決定（原処分）したところ、当該各文書の開示を求める旨の審査請求がされたところである。

## 2 原処分にあたっての考え方について

文科省においては、毎年、「公立学校教職員人事行政状況調査」において、わいせつ事案を含めた懲戒処分等について全国の状況を調査している。本調査においては都道府県・指定都市に対して懲戒処分の件数等の報告を求めているが、実施時期は毎年8月頃に調査依頼を発出し前年度分の件数等について報告を求めているものであり、最新は平成27年度の状況である。

また、教員の不祥事に関し重大な事案があった場合等は、毎年度の調査によらず、県教委等から、事案の状況について報告を求めることもあり得るが、わいせつ事案に関し平成28年度はそのような報告もなく、文部科学省から都道府県教委等に対し報告を求めた事案もない。さらに、わいせつ事案に関し2017年度（平成29年度）は特定都道府県からそのような報告もなく、文部科学省から特定都道府県教委に対し報告を求めた事案もない。

本件対象文書の開示請求につき、改めて請求内容に関する文書の有無を調査、探索したが、文書は存在しなかった。

以上のとおり、文書1及び文書2に合致するものを保有していないため不開示としたものであり、原処分における対応は妥当なものと考えている。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月24日 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第311号及び同第312号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年10月6日 審議（同上）
- ④ 同年11月1日 平成29年（行情）諮問第311号及び同第312号の併合並びに審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件各開示請求は、文書1及び文書2（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。  
文部科学省においては、毎年、「公立学校教職員人事行政状況調査」

において、わいせつ事案を含めた懲戒処分等について全国の状況を調査している。本調査においては都道府県・指定都市に対して懲戒処分の件数等の報告を求めているが、実施時期は毎年8月頃に調査依頼を発出し前年度分の件数等について報告を求めているものであり、最新は、平成28年度に報告を受けた平成27年度の状態である。なお、文書1の開示請求時の面談において、開示請求書の「H28年度」の記載は、報告が提出された年度を指すものではなく、平成28年度に発生したわいせつ事案や、平成28年度に懲戒処分を受けたわいせつ事案の報告書を求める趣旨である旨を聴取している。

また、教員の不祥事に関し重大な事案があった場合等は、毎年度の調査によらず、都道府県教委等から、事案の状況について報告を求めるともあり得るが、わいせつ事案に関し平成28年度はそのような報告もなく、文部科学省から都道府県教委等に対し報告を求めた事案もない。さらに、わいせつ事案に関し2017年度（平成29年度）は特定都道府県からそのような報告もなく、文部科学省から特定都道府県教委に対し報告を求めた事案もない。

なお、開示請求時の面談において、審査請求人が求める文書は初等中等教育局の所掌に属する各学校（小学校、中学校、高等学校等）に関するものである旨を聴取しており、上記調査の担当課である初等中等教育企画課を除く初等中等教育局の各課室等において文書1及び文書2に該当するような文書を独自に作成又は取得しているといったことがないかも併せて確認したが、そのような実態は認められなかった。

このため、原処分においては、文書1及び文書2のいずれについても該当する文書の保有は認められず、行政文書不存在による不開示決定としたものである。また、諮問に当たり、初等中等教育企画課を中心に改めて探索を行ったが、いずれの保有も認められなかった。

以上のことから、文部科学省において文書1及び文書2を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示とした原処分は妥当と考える。

- (2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司